

裁判員制度



私の視点、私の感覚、私の言葉で参加します！

平成21年5月までに 裁判員制度 がはじまります！

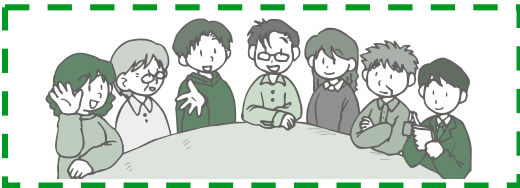
これからはじまる！裁判員制度 Q&A

Q 裁判員制度とは、どのようなものですか？

A 裁判員制度は、国民のみなさんに裁判員として殺人罪等の重大な事件について刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう制度です。

Q なぜ導入されるのですか？

A 国民のみなさんが裁判に参加することによって、法律の専門家ではない国民の感覚が、裁判の内容に反映されることとなります。その結果、国民の皆さんの司法に対する理解と信頼が深まることが期待されています。



Q 裁判員に選ばれたら、どのようなことをするのですか？

A 次のような仕事をするようになります。

①公判に出席する（公開）

裁判員に選ばれたら、裁判官と一緒に、刑事事件の審理（公判といいます。）に出席します。公判は、できる限り連続して開かれます。

公判では、提出された証拠物や書類を取り調べるほか、証人や被告人に対する質問が行われます。裁判員から、証人等に質問することもできます。

②評議、評決をする（非公開）

証拠を全て調べたのち、事実を認定し、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどんな刑にするべきかを、裁判官と一緒に議論し（評議）、決定する（評決）こととなります。

③判決宣告（公開）

評議内容が決まると、裁判官と裁判員が法廷に臨み、裁判長が判決の宣告をします。裁判員としての仕事は、判決の宣告により終了します。

詳しくは、松山地方裁判所ホームページ <http://www.courts.go.jp/matsuyama/> を参考にしてください。また、ホームページ内では、各種民事手続の手続案内を行っております。あわせてご覧ください。

人権・同和教育シリーズ

No.16

「恕じよの心について」③

「年金の出る頃妻は家を出る」
「妻準備いい日旅立ち退職日」
今年もサラリーマン川柳コンテストの入選作品が発表されました。これは「熟年離婚」の世相を映し出した秀作だそうです
が・・・。

次に、島崎藤村はというと、
「梅の花咲く頃ほひは蓮咲かば
やと思いわび蓮の花の咲くころ
ほひは萩咲かばやと思うかな」
と詠んでいる。この花が咲けば、
あの花が見たい。その花が咲けば、
別の花が恋しい。せっかち
といえはせっかち、身勝手とい
えば身勝手。人は一つの世も、
ないものねだりをして生きてき
たようである。

現代の世相を「物の豊かさを追
い求め、心の豊かさを軽視する
風潮、社会における人間関係
の希薄化」という言葉で人権擁
護推進会は分析しています。

他人を見下す、努力しないで
成果を求める、自分に非があつ
ても謝らないなど、他者を否定
したり軽視したりすることで自
分の価値や能力を誇示する社会
は、非常に住みにくい世の中だ
と思います。

人は必ず互いにどこかでつな
がり合っているものです。自分

の大切さと共に他の人の大切さ
を認めることが人権尊重の理念
であり、一番大切なことではな
いでしょうか。

古い話ですが、今から25年前
「典子は今」というドキュメン
タリー映画がありました。

両腕に障害を持って生まれた
典子さんは、1980年サリ
ドマイド被害者として全国で初
めての公務員になられたので
す。

そして、子育てが一段落した
今、市役所を退職し、講演活動
に専念する準備を進めているそ
うです。ここにきて、自分を
客観的に見つめられる余裕がで
き、「映画を見てくれた人たち
の感想を素直に受け入れられる
ようになった」という。

典子さんは、これからはスカ
イダイビングなど新しいことに
も挑戦したいと話しておられ
ます。「同じ障害者に自信と勇
気を与えることが自分にあたえ
られた使命かもしれない。」と
いう典子さんの生き方は何と生
き生きと輝いた人生なのでしょう
う。「自分は大切そして他人も
大切」という生き方に学びたい
と思います。

まちのわだい

ながはま



～太陽の広場で～

3月5日(日)大和小学校を主会場に「第32回 大和太陽の広場」が相生会、婦人会、小学校PTA等地域の協賛を得て、盛大に開かれました。

第1部 みんなで走ろう(1.0, 2.5km)・歩こう(0.6, 1.0km)
第2部 ふれあいの広場(もちつき大会、バザー & 即売会、一輪車演技、各種展示、芸能発表など)

多彩なイベントに家族連れの参加も多く、おだやかな早春の1日をのんびり楽しんでいました。

おおす



～さくらまつり開幕～

3月28日(火)、大洲城山公園で第58回観光さくらまつりの開幕式が開催されました。今年の桜の開花は例年よりもやや早く、約200本のソメイヨシノが七分咲きとなり見頃を迎えていました。

富士山公園のソメイヨシノや八多喜の祇園公園の八重桜も見頃を迎え、観光客を楽しませていました。

かわべ



～三杯谷滝まつり～

3月25日(土)、三杯谷の滝広場野外ステージで三杯谷の滝まつりが開催されました。

地元川上地区の皆さんが中心となって毎年開催されており、今年は天候にも恵まれ約200人の参加者でにぎわいました。カラオケ大会やもちまきが行われ、愛らしい辰本社中子ピ子舞踊ショーには大きな拍手と歓声がおこりました。食べ放題のきじ鍋やにぎり飯、飲み放題のお酒やあま酒がふるまわれ、地元の皆さんの温かさを感じました。

ひじかわ



～鹿野川しゃくなげまつり開幕式～

3月26日(日)鹿野川しゃくなげまつり開幕式が鹿野川園地の野外舞台で行われました。肱川町はこれから1ヵ月間、桜・しゃくなげ・つつじなど一番美しい季節となります。

開幕式では、まつり期間中の安全と大勢の観光客で賑わうよう神事が厳粛にとり行われました。

連載シリーズ

おおずの女性

～輝いて今～ VOL.16

“エンパワーメントカレッジ受講生を募集します!”

愛媛県女性総合センターのエンパワーメントカレッジが新しく、よりコンパクトになりました! 現在6月に開講する前期講座『知ればなるほど 参画セミナー』『子育てママの「お出かけサロン」』の受講生を募集していますので皆さん、お気軽にお申し込みください。

- 1. 実施場所** 愛媛県女性総合センター
松山市山越町 450 番地 (本町六丁目電停下車徒歩 3 分)
- 2. 対象** 県内在住の 18 歳以上の方、各講座 30 名程度
- 3. 受講料** 無料
- 4. 託児** 無料。各講座先着 20 名まで。詳細については、お問い合わせください。
- 5. 申込み先** 財団法人えひめ女性財団 (愛媛県女性総合センター)
〒791-8014 松山市山越町 450 番地
TEL089-926-1633 FAX089-926-1661
- 6. 申込み方法** 電話、ファックス、官製はがきでお申し込みください。その際、①希望講座、②住所、氏名、電話番号、③託児の有無 (子どもの名前、年齢) をお知らせください。
平成 18 年 5 月 31 日 (水) 当日消印有効
- 7. 申込み締切** 締切後、はがきでお知らせします。
- 8. 受講の決定**
- 9. お問い合わせ** えひめ女性財団または大洲市企画調整課 ☎24-2111 (内線 522)

5月募集講座(6月開講分)	◆知ればなるほど参画セミナー 実施時期 平成18年6月～7月(13:30～15:30)全5回 土曜日開催 男女共同参画を初めて学ぶ方を対象にした基本講座です。 (内容)・ドメスティックバイオレンス(DV)Q&A ・メディアとジェンダー など
	◆子育てママの「お出かけサロン」 実施時期 平成18年6月～7月(10:00～12:00)全5回 金曜日開催 子育て中の女性を対象にした講座です。 (内容)・これでいいの?私の子育て ・みつげよう!「わたしのチャレンジ」 など

こんにちは市長です No.1



「東京出張でいつも思うこと」

「今回はどっちの便?」これが相原秘書に、第一番目にいつも聞く決まり文句です。出張目的、日程でおのずと決まるんだし、機上の人にならば本当はどっちでも、どうというのではないのです

が・・・何故か口癖になっています。元々のルーツはJALもANAも同根の航空会社のはず。ところが、いつからか何かボタンの掛け違いが始まったんでしょうか。狭くなった世界の空のシェアを競って各社がしのぎを

けずり合う昨今、古い体質が残った片方が、徐々に遅れをとるようになってきました。このことは、対岸の火事ではなく、自治体の合併に置き換えてみると、道州制への移行まで予想以上にテンポが速いのが現実です。「大洲市もはやばやしてはおれんぞ!!」というのが東京出張でいつも機中思いをめぐらし、目を閉じてしばしまどろむ私の実態です。

大洲市長 大森 隆 雄

相談ごと案内

- 人権相談(法務省)**
- 大洲地区**
日時 5月15日(月) 午前10時～正午
場所 平野公民館
日時 5月18日(木) 午前10時～正午
場所 市役所5階会議室
- 長浜地区**
日時 5月26日(金) 午後1時～午後3時
場所 長浜体育館
- 肱川地区**
日時 5月2日(火) 午前10時～正午
場所 肱川公民館2階青年室
- 河辺地区**
日時 5月10日(水) 午前10時～正午
場所 河辺公民館
問い合わせ先 ※急ぐときは法務局大洲支局 ☎24-4155
- 人権擁護委員による無料相談**
日時 毎週月・水・金曜日(休日除く) 午前9時～午後4時
場所 法務局大洲支局人権相談室
問い合わせ先 法務局大洲支局 ☎24-4155
- 行政相談(総務省)**
- 大洲地区**
日時 5月22日(月) 午前9時～正午
場所 市役所3階会議室
問い合わせ先 ☎24-5072(山本) ☎24-4294(辻)
- 肱川地区**
日時 5月8日(月) 午後1時30分～午後4時30分
場所 肱川公民館2階青年室
問い合わせ先 肱川支所 ☎34-2311
- 河辺地区**
日時 5月10日(水) 午前10時～正午
場所 河辺老人福祉センター
問い合わせ先 河辺支所 ☎39-2111
- 市民法律相談**
日時 5月20日(土) 午前10時～午後4時

- 場所 市民会館 ※予約が必要です。
問い合わせ先 市役所総務課行政係 ☎24-2111(内線328)
- 人権・同和問題に関する何でも相談**
- 大洲地区・長浜地区**
日時 月～金午前8時30分～午後5時15分
祝日・年末年始を除く
場所 大洲市大洲隣保館・大洲市大洲福祉会館
今坊友愛館・榊生福祉センター
問い合わせ先 ☎24-6100(大洲市大洲隣保館) ☎25-0947(大洲市大洲福祉会館) ☎52-1469(今坊友愛館) ☎53-0101(榊生福祉センター)
- 社会保険相談**
- 大洲会場**
日時 5月2日(火)・17日(水) 午前10時～午後3時30分
場所 大洲商工会議所
- 長浜会場**
日時 5月29日(月) 午後2時～午後7時
場所 大洲市総合福祉センター
- 大洲会場**
日時 5月10日(水) 午前10時～午後3時30分
5月22日(月) 午後1時～午後3時30分
場所 長浜町商工会
問い合わせ先 松山西社会保険事務所 ☎089-925-5105
- 心配ごと相談**
- 大洲地区**
日時 一般相談 毎週月・水曜日
法律相談 毎週火・木曜日
介護相談 毎週金曜日
時間 午前10時～正午
午後1時～午後4時
※祝日・年末年始を除く
場所 総合福祉センター(相談室直通) ☎23-5629
問い合わせ先 総合福祉センター1階

- 社会福祉協議会窓口 ☎23-0313
- 長浜地区**
日時 5月26日(金) 午後1時～午後3時
場所 長浜体育館和室
問い合わせ先 大洲市社協長浜支所 ☎52-1111
- 肱川地区**
日時 5月8日(月) 午後1時30分～午後4時30分
場所 肱川公民館2階青年室
問い合わせ先 肱川支所 ☎34-2311
- 河辺地区**
日時 5月10日(水) 午前9時～正午
場所 河辺老人福祉センター
問い合わせ先 河辺支所 ☎39-2111
- 家庭児童相談**
日時 月～金 午前8時30分～午後5時
祝日・年末年始を除く
場所 市役所社会福祉課
問い合わせ先 ☎24-2111(内線186)
- 青少年相談室**
日時 月～金 午前8時30分～午後5時15分
祝日・年末年始を除く
場所 青少年センター
問い合わせ先 ☎24-7830
- ふれあいスクール相談電話**
日時 月～木 午前8時30分～午後5時15分
祝日・年末年始を除く
場所 国立大洲青少年交流の家「自然環境館」
問い合わせ先 ☎24-1414
- 不動産無料相談**
日時 5月15日(月) 午前9時～午後4時
場所 宅建協会大洲支部
問い合わせ先 (有)上田喜六不動産 ☎24-4452